

物流の適正化・生産性向上に向けた 化学業界自主行動計画

2024年3月29日

フィジカルインターネット実現会議 化学品ワーキンググループ
石油化学工業協会
一般社団法人 日本化学工業協会
塩ビ工業・環境協会
化成品工業協会
一般社団法人 日本ゴム工業会
日本プラスチック工業連盟

1. 実施が必要な項目（荷主）

（1）発着荷主共通

①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

- ・発荷主事業者として自社作業、物流事業者へのヒアリング、及び予約受付システム等により、出荷に係る荷待ち時間(*1)及び荷役作業(*2)にかかる時間の把握に努めます。
- ・発荷主事業者となる貨物の配送において、納入先が着荷主としての把握が困難な場合等必要に応じて、荷卸し先での荷待ち時間・荷役作業を物流事業者等へのヒアリングを通じて把握に努めます。
- ・着荷主事業者として自社作業、物流事業者、取引先へのヒアリング等を通じて、入荷に係る荷待ち時間(*1)及び荷役作業(*2)にかかる時間の把握に努めます。
 - *1 荷待ち時間とは、荷主が指定した入場時間から実際に積み込んだ時間とし、早期到着や場内での休憩等、物流事業者都合による待機時間は荷待ち時間には含まない。
 - *2 荷役作業とは、荷積み、荷卸し、附帯作業のことを言い、附帯作業には、荷造り、仕分、検品、ラベル貼り、はい作業他、運送事業に附帯して発生する業務時間を含む。

②荷待ち・荷役作業時間2時間以内ルール

- ・原則として、物流事業者に対し、長時間の荷待ちや、運送契約にない運転等以外の荷役作業等をさせません。
- ・自社施設からの出荷、または自社施設への納品時においては一部の例外(*3)を除き、荷待ち・荷役作業等にかかる時間を1拠点で合計2時間以内とし、その上で、荷待ち・荷役作業等にかかる時間が2時間以内となった場合は、更なる時間短縮に努めます。
 - *3 ローリー車、ISO コンテナ車、サイロタンク車等（以下ローリー車等）への充填・払い出し作業等、貨物や車輻・施設の特性上、荷卸時間が2時間超となるものは除く。
- ・貨物の輸配送において、長時間の荷待ちや運送契約にない荷役作業等が見受けられた場合は、必要に応じて、発・着荷主事業者に要請する等、改善に努めます。
- ・物流事業者等から、長時間の荷待ちや荷役作業について改善要請があった場合は、真摯に対応します。

[化学品業界独自]

- ・ローリー車等への充填・払い出し作業においては、運転者の拘束時間の緩和に向けた対策を検討します。また、充填・払い出し設備の設置・交換・改造時においては、作業時間の短縮に繋がる設備を検討します。
- ・サンプリング作業やサンプルの分析等により長時間の荷待ちが発生する場合は、分析時間の短縮等荷待ち時間の削減について発・着荷主事業者に要請する等、改善に努めます。

③物流管理統括者の選定

物流の適正化・生産性向上に向けた取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者（役員等）を選任します。物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組の責任者として、販売部門、調達部門等の他部門との交渉・調整を行います。

④物流の改善提案と協力

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案を行います。

⑤運送契約の書面化

- ・原則として、定期取引がある企業と書面又はメール等の電磁的方法での運送契約の締結促進に

努めます。スポット取引の場合も運送契約を締結するよう推進します。

- ・既に締結している契約についても、現状に即して必要に応じた見直しを行います。

⑥荷役作業等に関わる対価

- ・車上受け・車上渡しを原則とし、運送契約にない運転等以外の荷役作業等は基本的にさせません。
- ・発・着荷主事業者との協議の結果、運送以外の荷役作業等附帯作業を運転者が実施する場合は、作業内容とその費用を透明化した上で、料金を支払う者を明確にし、当該者から取引先、または物流事業者に対して適正な料金を対価として支払います。

[化学品業界独自]

サンプリング作業や分析待ち等で物流事業者のコストが増加する場合は、作業内容とその費用を透明化した上で、料金を支払う者を明確化し、当該者から取引先又は物流事業者に対して別途適正な料金を対価として支払います。

⑦運賃と料金の別建て契約

車上受け・車上渡しを原則とし、運送以外の荷役作業等附帯作業を運転者が実施する場合は、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することに努めます。

⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合、及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合は、真摯に協議に応じます。

⑨下請取引の適正化

多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう物流会社とともに留意します。

⑩異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

(2) 発荷主

⑪出荷に合わせた生産・荷造り等

- ・パレタイズ(*4)を推進し、手荷役を削減します。
- ・輸送途中でパレットの載せ替えが発生しないよう、一貫パレチゼーション(*5)を推進します。
 - *4 パレタイズとはバラ輸送(パレットを利用せずに荷台等に直接、貨物を積んで輸送すること)をパレットを利用した輸送に変更すること
 - *5 一貫パレチゼーションとはパレット積みのまま発送から到着の荷卸しまで一貫して輸送する方式

⑫運送を考慮した出荷予定時刻の設定

- ・予約受付システム等の活用により、物流事業者による積込時間の選択(前倒し含む)をできるように努めます。
- ・リードタイム拡大のために、着荷主事業者へ「受注締め切り時間の前倒し」を呼び掛けるとともに、発荷主事業者から物流事業者への輸送依頼(情報伝達)のタイミングを早めるよう努めます。
- ・運転者の労務管理上、不適切または大きな負担の掛かることが予測される納期は、着荷主と調

整を行います。

(3) 着荷主

⑬納品リードタイムの確保

- ・発注するタイミングの前倒しに努めます。また、発荷主事業者から、「受注締め切り時間の前倒し」を要請された場合は、真摯に協議に応じます。
- ・着荷主事業者による引取を含む、輸送方法の多様化による物流負荷の軽減に努めます。
- ・範囲納期制（物流事業者の事情に合わせた納入）の導入可否を検討します。

2. 実施が推奨される項目（荷主）

(1) 発着荷主共通

①予約受付システムの導入

荷待ち時間、荷役作業等にかかる時間の把握、及びその短縮を目的として、予約受付システムの導入を検討します。

②パレット等の活用

- ・パレタイズ、一貫パレチゼーションを率先して推進し、輸送効率化に努めます。なお、レンタルパレットや他社が所有するパレット等を活用する場合には、本来の目的以外で使用せず、使用後は所有者等に適切に返却します。
- ・パレットレンタル事業者、パレット等(*6)回収事業者と連携し、パレット等回収のネットワーク構築を検討します。

*6 パレット等とはパレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を指す

③入出荷業務の効率化に資する機材等の配置

フォークリフト作業員待ち等の荷待ち時間が発生しないよう、適正な数のフォークリフトやフォークリフト作業員等、荷役に必要な機材・人員の配置に努めます。また、入出荷業務の効率化を進めるため、デジタル化・自動化・機械化に努めます。

④検品の効率化・検品水準の適正化

- ・検品方法や返品条件等の見直しによる検品の効率化・検品の適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間の削減に努めます。
- ・物流情報コード、ICT ツール等の活用により、検品のデジタル化、機械化を検討します。

⑤物流システムや資機材（パレット等）の標準化

- ・パレットについてはT11型、14型を基本としつつ、化学品業界として、化学品の輸送に適したパレット規格を検討し、パレットサイズの標準化を進めます。また、取引先業界にも標準化を要請していきます。
- ・パレットサイズに合った荷姿になるように努めます。
- ・小ロット用の輸送ユニットについて検討します。
- ・物流に係るデータ・システムの仕様について標準化を目指します。また、データ項目の標準化に当たっては、「物流情報標準ガイドライン」を参照し、ガイドラインのメッセージに準拠するなど、他データとの連携ができるよう留意します。

[化学品業界独自]

- ・ドラム缶(*8)用の標準パレット規格を作業の安全性、効率性の観点から検討し、パレタイズを進

めます。

*8 ドラム缶にはクローズドラム他、オープンドラム、ケミドラムの類を指す

⑥輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮

- ・トラック輸送の輸送距離を短縮し、運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーダルシフト、幹線輸送部分と集荷配送部分の分離、集荷先・配送先の集約等の実施に向けて検討します。
- ・特定のエリアにおける共同集荷・配送（ミルクラン）についても検討します。

⑦共同輸配送の推進等による積載効率の向上

他の荷主事業者との連携や物流事業者への積合せ輸送の実施により、積載率の向上に向けた検討を行います。

⑧物流事業者との協議

物流事業者から運賃、料金の改定を含む契約条件の見直しがあった場合は、真摯に協議に応じます。

⑨高速道路の利用

物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。

⑩運送契約の相手方の選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。

⑪荷役作業時の安全対策

- ・荷役作業を行う場合は、発・着荷主事業者と物流事業者が連携、協力して荷役災害の防止に取り組めます。
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を遵守します。
- ・物流事業者と発・着荷主事業者の責任分担を明確化するため、荷役協定書の締結を推進します。

[化学品業界独自]

- ・ローリー車等からの運転者によるサンプリング作業や高所作業は極力廃止し、サンプルが必要な場合は、事前採取したサンプルの提出や着荷主事業者によるサンプリングへの変更を発・着荷主事業者に要請します。
- ・ローリー車等から運転者がサンプリングせざるを得ない場合は、関係法令を遵守し、作業が安全に実施できるよう、発・着荷主事業者と協議します。また、当該サンプリング作業については、運送以外の役務として別途契約を締結し、物流事業者と発・着荷主事業者の責任分担を明確化するため、荷役協定書の締結を推進します。

(2) 発荷主

⑫出荷情報等の事前提供

- ・リードタイム拡大のために、着荷主事業者へ「受注締め切り時間の前倒し」を呼び掛けるとともに、物流事業者に対して輸送依頼情報が早期に提供されるように努めます。
- ・社内転送・横持の早期策定により、物流事業者への輸送依頼情報が早期に提供されるように努めます。

⑬物流コストの可視化

- ・着荷主事業者との商取引において、基準となる「物流サービス水準」の明確化に努めます。
- ・上記「物流サービス水準」に付加される発荷主事業者からの受注要件が課金の対象となる料金制度の導入を検討します。

⑭発荷主事業者側の施設の改善

- ・荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設(積み込み場、荷役作業場等)の集約、新設・増設、レイアウト変更等、必要に応じて、改善に努めます。
- ・待機場所、休憩場所等、運転者の負担軽減、及び女性・外国人等、運転者の多様化に対応する施設の提供に努めます。
- ・荷卸し先において、フォークリフトやフォークリフト作業員等、荷役に必要な機材・人員・施設に不足がある場合は、荷主事業者に要請する等、改善に努めます。

⑮混雑時を避けた出荷

- ・着荷主事業者に対して、「混雑期(特定の季節、週、曜日、時間帯)を回避、または分散化した輸送となる発注」を呼び掛けます。
- ・物流事業者に対して、「混雑時(特定の季節、週、曜日、時間帯)を回避、または分散化した輸送依頼」に努めます。

⑯発送量の適正化

- ・着荷主事業者に対して、「波動(季節、週、曜日、時間帯)の小さい発注(=平準化)」を呼び掛けます。
- ・着荷主事業者に対して、「車両、コンテナ、パレット等に合ったロットサイズの発注」を呼び掛けます。
- ・物流事業者に対して、「波動(季節、週、曜日、時間帯)の小さい輸送依頼」に努めます。
- ・社内転送・横持の計画策定と物流事業者に対する輸送指示(情報伝達)のタイミングを早めるように努めます。

(3) 着荷主

⑰発注の適正化

- ・発注数量の平準化に努めます。
- ・納期に偏りがない発注に努めます。(波動(季節、週、曜日、時間帯)の小さい発注)
- ・輸送中の手荷役を削減するため、パレットを利用しやすい単位での発注に努めます。(パレット付納入条件にするなど)

⑱着荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設(荷降ろし場、荷役作業場等)の集約、新設・増設、レイアウト変更等、必要に応じて、改善に努めます。

⑲混雑時を避けた納品

発荷主事業者より、「混雑期(特定の季節、週、曜日、時間帯)を回避または分散化した輸送となる発注」を呼び掛けられた場合は、真摯に協議に応じます。

⑳巡回集荷(ミルクラン方式)

3. 実施が必要な項目（物流事業者が発荷主・着荷主から協力要請を受けて進める事項）

※荷主事業者と協調・協力して取り組むものとして、荷主欄の記載内容を参照

①業務時間の把握・分析 ※

②長時間労働の抑制

・荷主事業者等からの依頼を受ける時点で、労働基準法の遵守可否を確認するとともに、他社に運送・保管等を委託する場合にあっては、委託した下請事業者が労働基準法令等を遵守できるか確認します。

・労働基準法等を遵守できない事例が確認された場合には、荷主事業者と協力して原因分析・改善策の検討を実施します。

③運送契約の書面化 ※

④運賃と料金の別建て契約 ※

⑤コスト上昇分や荷役作業等に係る対価の運賃・料金への反映に向けた取組 ※

⑥契約内容の見直し ※

⑦下請取引の適正化

・下請に出す場合、③から⑥（長時間労働抑制、運送契約の書面化、運賃と料金の別建て契約、コスト上昇分や荷役作業等に係る対価の運賃・料金への反映に向けた取組）までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意します。

・多重下請構造を防ぐため、荷主事業者と協力して、早期発注や発注平準化、まとめ輸送、計画輸送など業務改善の検討、並びに着荷主に対して改善に向けた協議を行います。

⑧荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握 ※

⑨トラック運送業における多重下請構造の是正

⑩「標準的な運賃」の積極的な活用

4. 実施が推奨される項目（物流事業者が発荷主・着荷主から協力要請を受けて進める事項）

※荷主事業者と協調・協力して取り組むものとして、荷主欄の記載内容を参照

①物流システムや資機材（パレット等）の標準化 ※

②賃金水準向上

③トラックの予約受付システム等の導入 ※

④共同輸配送の促進、帰り荷の確保 ※

⑤倉庫内業務の効率化 ※

⑥入出庫ロットの大口化、平準化、受発注時間の前倒し ※

⑦モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進※

⑧中継輸送の促進 ※

⑨高速道路の積極的な利用

高速道路利用を前提とする風土を荷主と作り、運転者の拘束時間等の削減を進めます。

⑩作業負荷軽減等による労働環境の改善 ※

⑪働きやすい職場環境認証制度及びGマーク制度の推進

⑫下請取引の相手方の選定 ※

5. 追加項目（自主行動計画の項目に該当しない項目）

①規制緩和の要請

・政府・関係省庁に対して、規制緩和や新たな制度導入による物流生産性の改善を積極的に呼びかけます。

<要請項目例>

（共通事項）

- ・外国人労働者の雇用確保に向けた法改正等
- ・各種規制が地方地方に運用が任されており、全国一律の判断基準で適用される運用体制の導入
- ・運送関連書類の更なるペーパーレス化の推進

（陸送関係）

- ・車格の見直し＝車両幅、積載重量の拡大（パレット積載効率の向上）
- ・特殊車輛通行制度の見直し（通行制限（申請）の緩和）
- ・危険物の通行規制緩和の検討
- ・モーダルシフト、モーダルコンビネーション推進（運賃、作業戦力、設備補助など）

（倉庫保管）

- ・ドラム缶の危険物倉庫保管時の高さ制限の緩和

（港湾関係）

- ・コンテナヤードの新たな法規制の整備
消防法、高圧ガス保安法、毒劇法などの国内法令ではなく、船舶安全法（危規則）をヤードに準用する形で運用できるように法改正を要望します。

②多重下請の是正に関する物流事業者への要請

・元請トラック運送事業者は、下請トラック運送事業者の名称や運送内容等を整理したリストの作成等により、実運送事業者を含む下請構造の把握に努めます。

・下請トラック運送事業者がその運送のうち一部又は全部を他の事業者に請け負わせた場合も、請負元のトラック運送事業者は、それらを把握するように努めます。

・多重構造にならないように情報共有を行い、荷主と共に、必要な取組（早期発注や発注の平準化、まとめ輸送、計画輸送など）や取組を支援するシステムの活用について検討します。

以 上